告 示

埼玉県告示第千四十四号

六 砂 度砂利採取業務主任者試 利採取法 (昭和四十三年法律第七十四 験を 次 \mathcal{O} とお 号) り実施する。 第十五条第 項 \mathcal{O} 規定に より、 和

令和六年九月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一試験期日

令和六年十一月八日(金)午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館4A会議室

三 受験手続

イ 受験案内の入手方法

11 て、 埼玉 一県環 令和六年九月十 境部 環境政策課、 七日 火 各環境管理事務所並 カコ 6 配 布 する。 び に各地域振興セン タ お

口 申込方法

(1) インターネットによる場合

inohozen/jari/index.html) 届 受験案内 出 埼 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/kurashi/kankyo/shizen/midor 玉県電子申 で指定す ビ ス \mathcal{O} 請 \sim る提出書類の電磁的記録を添付すること。なお、 届出サービ ジ に 0 11 で案内 7 スに は、 お す 別途埼玉県環境部環境政策課 ** \ て、 必要な事項を入力するとともに、 ホ 電子申請

(2) 持参による場合

受験案内で指定する書類に 必要な事項を記 入 \mathcal{O} 上 埼 玉 県 環境部環 境 政策

課まで直接提出すること。

ハ 受付期間

令和六年九月二十七日(金)から十月十一日(金)まで

四 試験手数料

八千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

五 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

口 利 \mathcal{O} 採 取 に 関す る技術的 な事 項 (基礎的 な土木 及 び 河 Ш 工学に関する事 項

を含む。こ